

四街道市手数料条例新旧対照表

改正案					現 行				
別表（第2条第1項） その2					別表（第2条第1項） その2				
種類	名称	区分	単位	金額	種類	名称	区分	単位	金額
1～9（略）					1～9（略）				
10 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の確認申請に対する審査	建築物の床面積の合計が確認申請手数料	(1) 30平方メートル以下のもの	1 申請につき	<u>9,000円</u>	10 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の確認申請に対する審査	建築物の床面積の合計が確認申請手数料	(1) 30平方メートル以下のもの	1 申請につき	<u>5,000円</u>
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	同	<u>19,000円</u>			(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	同	<u>9,000円</u>
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	同	<u>33,000円</u>			(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	同	<u>14,000円</u>
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	同	<u>43,000円</u>			(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	同	<u>19,000円</u>
		(5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	同	<u>71,000円</u>			(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	同	<u>34,000円</u>

		(6) 1,000平方メートルを超えるもの	同	100,000円			(6) 1,000平方メートルを超えるもの	同	48,000円		
		摘要 1・2 (略) 3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の確認申請手数料の額は、表に定める額に、43の項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。					摘要 1・2 (略) 3 建築物を移転する場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。				
11	建築基準	工作物の	(1) 工作物を築造す	1基につき	20,000円	11	建築基準	工作物の	(1) 工作物を築造す	1基につき	8,000円

	法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認申請に対する審査	確認申請手数料	る場合（計画変更して築造する場合を除く。） (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	同	8,000円		法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認申請に対する審査	確認申請手数料	る場合（計画変更して築造する場合を除く。） (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	同	4,000円	
	12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請に対する検査	建築物の床面積の合計が完了検査申請手数料（括弧内は建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の場合）	(1) 30平方メートル以下のもの (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1申請につき 同 同 同	<u>22,000円</u> (19,000円) <u>28,000円</u> (25,000円) <u>38,000円</u> (35,000円) <u>53,000円</u> (50,000円) <u>86,000円</u> (83,000円)		12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査	建築物の床面積の合計が完了検査申請手数料（括弧内は建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の場合）	(1) 30平方メートル以下のもの (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1申請につき 同 同 同	<u>10,000円</u> (9,000円) <u>12,000円</u> (11,000円) <u>16,000円</u> (15,000円) <u>22,000円</u> (21,000円) <u>36,000円</u> (35,000円)	

		方メートル以下のもの				方メートル以下のもの			
		(6) 1,000平方メートルを超えるもの	同	<u>110,000円</u> (100,000円)		(6) 1,000平方メートルを超えるもの	同	<u>50,000円</u> (47,000円)	
		摘要 1 (略) 2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。				摘要 1 (略) 2 建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。			
13	建築基準法第88条第1項において準用する料	同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請に対する検査	1基につき	<u>22,000円</u>		13	建築基準法第88条第1項において準用する料	同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査	1基につき <u>9,000円</u>
14	建築基準法第7条の第3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請手数料	建築物の床面積の合計が(1) 30平方メートル以下のもの	1申請につき	<u>19,000円</u>		14	建築基準法第7条の第3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請手数料	建築物の床面積の合計が(1) 30平方メートル以下のもの	1申請につき <u>9,000円</u>
		(2) 30平方メートルを超えるもの	同	<u>25,000円</u>				(2) 30平方メートルを超えるもの	同 <u>11,000円</u>

く建築物の 中間検査の 申請に対す る検査		を 超え100平方メ ートル以下のもの				を 超え100平方メ ートル以下のもの			
		(3) 100平方メートルを 超え200平方メートル以下のもの	同	<u>31,000円</u>		(3) 100平方メートルを 超え200平方メートル以下のもの	同	<u>15,000円</u>	
		(4) 200平方メートルを 超え <u>300平方メートル</u> 以下のもの	同	<u>40,000円</u>		(4) 200平方メートルを 超え <u>500平方メートル</u> 以下のもの	同	<u>20,000円</u>	
		(5) <u>300平方メートル</u> を 超え1,000平方メートル以下のもの	同	<u>57,000円</u>		(5) <u>500平方メートル</u> を 超え1,000平方メートル以下のもの	同	<u>33,000円</u>	
		(6) 1,000平方メートルを 超えるもの	同	<u>77,000円</u>		(6) 1,000平方メートルを 超えるもの	同	<u>45,000円</u>	
15 建築基準法第7条の6第1号又は第2号の規定に基づく建築物等の仮使用の認定の申請	検査済証の交付を受ける前における申請に係る建築物等の仮使用の認定申請		1 申請につき	<u>120,000円</u>					

する審査	手数料									
16 建築基準法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	建築物の床面積の合計が 計画通知手数料	(1) 30平方メートル以下のもの	1 申請につき	9,000円	15 建築基準法第18条第2項の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査	建築物の床面積の合計が 計画通知手数料	(1) 30平方メートル以下のもの	1 申請につき	5,000円	
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	同	19,000円			(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	同	9,000円	
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	同	33,000円			(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	同	14,000円	
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	同	43,000円			(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	同	19,000円	
		(5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	同	71,000円			(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	同	34,000円	
		(6) 1,000平方メートルを超えるもの	同	100,000円			(6) 1,000平方メートルを超えるもの	同	48,000円	
		摘要 1・2 (略) 3 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（摘要の4					摘要 1・2 (略) 3 建築物を移転する場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移			

		に規定する場合を除く。)の床面積の合計は、当該<u>移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</u> 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を<u>移転</u>し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）の計画通知手数料の額は、表に定める額に、43の項建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</u>					<u>転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</u> 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を<u>移転</u>する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		
17	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合（計画変更して築造する場合を除く。）	1基につき	<u>20,000円</u>	16	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画通知手数料	(1) 工作物を築造する場合（計画変更して築造する場合を除く。）	1基につき	<u>8,000円</u>
		(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	同	<u>8,000円</u>			(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	同	<u>4,000円</u>

画の通知に 対する審査					画の通知に 対する審査				
18 建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物の工事の完了の通知に対する検査	建築物の工事完了通知手数料	床面積の合計が	1 申請につき		建築物の完了検査申請手数料	床面積の合計が	1 申請につき		
		(1) 30平方メートル以下のもの		<u>22,000円</u>		(1) 30平方メートル以下のもの		<u>10,000円</u>	
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの		<u>28,000円</u>		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの		<u>12,000円</u>	
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの		<u>38,000円</u>		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの		<u>16,000円</u>	
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの		<u>53,000円</u>		(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		<u>22,000円</u>	
		(5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		<u>86,000円</u>		(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの		<u>36,000円</u>	
		(6) 1,000平方メートルを超えるもの		<u>110,000円</u>		(6) 1,000平方メートルを超えるもの		<u>50,000円</u>	
		概要				概要			
1 (略)				1 (略)					
2 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若				2 建築物を移転した場合の床面積の合計は、					

		しくは大規模の模様替をした場合の床面積の合計は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。					当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。				
19	建築基準法第88条第1項において準用する料 同法第18条第20項の規定に基づく工作物の工事の完了の通知に対する検査	工作物の工事完了通知手数料		1基につき	22,000円	18	建築基準法第88条第1項において準用する料 同法第18条第14項の規定に基づく工作物の完了検査	工作物の完了検査申請手数料		1基につき	9,000円
20	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号における規定に基づく建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前の計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料		1申請につき	120,000円						
21～34	(略)					19～32	(略)				

35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)			33	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)		
36	(略)					34	(略)				
37	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		1件につき	35の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に掲げる	35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		1件につき	33の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に掲げる

項において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	項において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
	摘要 1 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（法第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもの係るものを除く。）の変更にあつては、 <u>35の項</u> 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の摘要1に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。 2 法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、10の項建築物の確認申請手数料及び <u>16の項</u> 建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。				摘要 1 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（法第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもの係るものを除く。）の変更にあつては、 <u>33の項</u> 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の摘要1に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。 2 法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、10の項建築物の確認申請手数料及び <u>15の項</u> 建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。		
<u>38</u> (略)				<u>36</u> (略)			
<u>39</u> 長期優良住宅の普及	長期優良住宅維持		1件につき	<u>37</u> 長期優良住宅の普及	長期優良住宅維持		1件につき
			<u>36の項</u> 長期優良住宅維持				<u>34の項</u> 長期優良住宅維持

の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	保全計画変更認定申請手数料		持保全計画認定申請手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	保全計画変更認定申請手数料		持保全計画認定申請手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
		概要 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（法第5条第6項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、<u>36の項</u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の概要に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。				概要 共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（法第5条第6項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、<u>34の項</u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の概要に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。	
<u>40</u> （略）				<u>38</u> （略）			
<u>41</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建	（略）	<u>39</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条	（略）

規定に基づ
く低炭素建
築物新築等
計画の認定
の申請に対
する審査

建築物エネルギー消
費性能判定機関
（申請に係る建築
物の住宅部分に係
る部分にあって
は、住宅の品質確
保の促進等に関す
る法律第5条第1
項に規定する登録
住宅性能評価機
関。以下この項に
おいて「登録省エ
ネ判定機関等」と
いう。）により都
市の低炭素化の促
進に関する法律第
54条第1項各号に
掲げる基準に適合
していると認めら
れたものである場
合

(1)～(3) (略)

2 その他の場合

規定に基づ
く低炭素建
築物新築等
計画の認定
の申請に対
する審査

第1項に規定する
登録建築物エネル
ギー消費性能判定
機関（申請に係る
建築物の住宅部分
に係る部分にあっ
ては、住宅の品質
確保の促進等に関
する法律第5条第
1項に規定する登
録住宅性能評価機
関。以下この項に
おいて「登録省エ
ネ判定機関等」と
いう。）により第
54条第1項各号に
掲げる基準に適合
していると認めら
れたものである場
合

(1)～(3) (略)

2 申請に係る低炭
素建築物新築等計
画が、登録省エネ

[illegible]

		エ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの（誘導仕 様・計算併用法 によるもの）	28,000円						
		オ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル未満の もの（その他の 場合によるも の）	34,000円			ウ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル未満の もの（誘導仕様 基準以外による もの）		34,000円	
		カ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの（その他の 場合によるも の）	37,000円			エ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの（誘導仕様 基準以外による もの）		37,000円	
	(2) 共同住宅等					(2) 共同住宅等			
		ア 建築物の延べ同 面積が300平方 メートル未満の もの（誘導仕様 基準によるも の）	32,000円			ア 建築物の延べ同 面積が300平方 メートル未満の もの（誘導仕様 基準によるも の）		32,000円	

	イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	56,000円		イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	56,000円
	ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	50,000円				
	エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）	同	84,000円				
	オ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（その他の場合によるもの）	同	67,000円		ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様基準以外によるもの）	同	67,000円
	カ 建築物の延べ	同	112,000円		エ 建築物の延べ	同	112,000円

	面積が300平方メートル以上のもの（ <u>その他の場合</u> によるもの）				面積が300平方メートル以上のもの（ <u>誘導仕様基準以外</u> によるもの）		
	(3) 非住宅建築物				(3) 非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準によるもの）	同	85,000円		ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準によるもの）	同	85,000円
	イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準によるもの）	同	108,000円		イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準によるもの）	同	108,000円
	ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（ <u>その他の場合</u> によるもの）	同	<u>221,000円</u>		ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（ <u>モデル建築物基準以外</u> によるもの）	同	<u>255,000円</u>
	エ 建築物の延べ	同	<u>277,000円</u>		エ 建築物の延べ	同	<u>317,000円</u>

		面積が300平方メートル以上のもの（ <u>その他の場合</u> によるもの）				面積が300平方メートル以上のもの（ <u>モデル建築物基準以外</u> によるもの）			
		摘要 1・2 （略） 3 <u>誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。</u> 4・5 （略） 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、 <u>16の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分</u> に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。				摘要 1・2 （略） 3・4 （略） 5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（ <u>同法第55条第2項において準用する場合を含む。</u> ）の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、 <u>15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分</u> に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。			
42	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1 申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分	40	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1 申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分

低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査				の1を乗じて得た額	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査				の1を乗じて得た額
	摘要 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、 <u>16の項</u> 建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。					摘要 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、 <u>15の項</u> 建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。			
					41 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物（非住宅部分に限る。以下この項において同じ。）が、工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供するものである場合	1 申請につき	26,000円
							(1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準によるもの）		
							(2) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの		

						<u>積が300平方メートル以上のもの</u> <u>(モデル建築物基準以外によるもの)</u>		
						<u>2 工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供するもの以外のものである場合</u>		
						<u>(1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの</u> <u>(モデル建築物基準によるもの)</u>	同	<u>108,000円</u>
						<u>(2) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの</u> <u>(モデル建築物基準以外によるもの)</u>	同	<u>277,000円</u>
						<u>摘要</u> <u>モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。</u>		

43	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 一戸建ての住宅						
			(1) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの (仕様基準によるもの)	1 申請につき	17,000円				
			(2) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの (仕様基準によるもの)	同	19,000円				
			(3) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの (仕様・計算併用法によるもの)	同	25,000円				
			(4) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの (仕様・計算併用法によるもの)	同	28,000円				
			(5) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの (その他の場合に	同	34,000円				

[illegible]

[illegible]

	積が300平方メートル以上のもの (モデル建築物基準によるもの)					
3)	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの (その他の場合によるもの)	23,000円				
4)	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの (その他の場合によるもの)	30,000円				
4	特定非住宅建築物以外の非住宅建築物（以下この項において「一般非住宅建築物」という。）					
1)	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの (モデル建築物基準によるもの)	85,000円				

(2) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの (モデル建築物基準によるもの)	同	108,000円
(3) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの (その他の場合によるもの)	同	221,000円
(4) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの (その他の場合によるもの)	同	277,000円
<u>摘要</u> 1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。 2 仕様基準とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 3 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法		

		をいう。							
		4 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。							
		5 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。							
44	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に	1 申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定め	42	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定め

11条第2項に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手続料			る額に2分の1を乗じて得た額	12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査			る額に2分の1を乗じて得た額
45 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更に関する法律施行規則第13条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であること	1 申請につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の項に掲げる区分に応じ、そ	43 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であること	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更に関する法律施行規則第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の項に掲げる区分に応じ、そ	1 申請につき	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の項に掲げる区分に応じ、そ

付の申請に 対する審査				れぞれ同項 金額の欄に 定める額に 2分の1を 乗じて得た 額	当している ことを証す る書面の交 付の申請に 対する審査			れぞれ同項 金額の欄に 定める額に 2分の1を 乗じて得た 額
46 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物のエネ			44 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物のエネ	

	ルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 (1)～(3) (略) 2 <u>その他の場合</u>				ルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 (1)～(3) (略) 2 <u>登録省エネ判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合</u>			
	(1) 一戸建ての住宅 ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	17,000円		(1) 一戸建ての住宅 ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）	同	17,000円	

		イ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの（誘導仕様 基準によるも の)	19,000円			イ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの（誘導仕様 基準によるも の)	19,000円
		ウ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル未満の もの（誘導仕 様・計算併用法 によるもの)	25,000円				
		エ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの（誘導仕 様・計算併用法 によるもの)	28,000円				
		オ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル未満の もの（その他の 場合によるも の)	34,000円			ウ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル未満の もの（誘導仕様 基準以外による もの)	34,000円
		カ 建築物の延べ同	37,000円			エ 建築物の延べ同	37,000円

	面積が200平方メートル以上のもの（ <u>その他の場合</u> によるもの）			面積が200平方メートル以上のもの（ <u>誘導仕様基準以外</u> によるもの）	
(2) 共同住宅等				(2) 共同住宅等	
ア 建築物の延べ同	面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）	32,000円		ア 建築物の延べ同	32,000円
イ 建築物の延べ同	面積が300平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）	56,000円		イ 建築物の延べ同	56,000円
ウ <u>建築物の延べ同</u>	<u>面積が300平方メートル未満のもの（誘導仕様・計算併用法によるもの）</u>	<u>50,000円</u>			
エ 建築物の延べ同		84,000円			

[illegible]

	面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準Aによるもの）		
ウ	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（ <u>その他の場合</u> によるもの）	同	221,000円
エ	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（ <u>その他の場合</u> によるもの）	同	277,000円
摘要 1・2 （略） 3 <u>誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。</u> 4～6 （略） 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関			

	面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準Aによるもの）		
ウ	建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（ <u>モデル建築物基準A以外</u> によるもの）	同	221,000円
エ	建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（ <u>モデル建築物基準A以外</u> によるもの）	同	277,000円
摘要 1・2 （略） 3～5 （略） 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関			

		する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、<u>16の項</u>建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。					する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、<u>15の項</u>建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。		
47	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1 申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	45	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1 申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
		摘要 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>16の項</u>建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。					摘要 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>15の項</u>建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。		
					46	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	1	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

	によるもの)		
摘要			
1 <u>モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。</u>			
2 <u>モデル住宅基準とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</u>			
3 <u>誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</u>			
4 <u>仕様基準とは、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。</u>			
5 <u>共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。</u>			
6 <u>複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分につい</u>			

							<u>ては非住宅建築物とそれぞれみなして手数料 の額を算定した場合の当該手数料の額に相当 する額の合計額とする。</u>
<u>48</u>	(略)				<u>47</u>	(略)	